

学位論文題名

モンゴル・ウランバートル市ゲル地区における土地私有化政策
と住民参加型開発を通じた市民の形成に関する人類学的研究

学位論文内容の要旨

モンゴルでは社会主義崩壊後の2003年に実施された土地私有化政策によって、都市部の住民に対して個人の土地所有権が初めて認められた。この土地私有化は、土地商品化を実施するために実現された政策だったが、実際には多くの住民が所有権を得るために無秩序な土地の囲い込みを行う結果となった。そして現在のウランバートルでは、深刻な社会問題が引き起こされている。これらに対処するため、さまざまな国際機関が再開発計画を提示し、新しい市民を育成する住民参加型の開発計画を進めてきた。本論文は、土地私有化と住民参加型開発の対象となることで大きく変化するゲル地区において長期間の現地調査を行い、新たな社会を生きるモンゴルの人々の姿を実践論によって明らかにしたものである。

第1章「ポスト社会主義モンゴルと『新しい人間』の育成」では、転換期の社会における市民育成という主題の理論的課題を明確にするため、従来の教育を通じた社会の再生産モデルに対する批判的検討を行っている。その上で、ポスト社会主義モンゴルにおける土地私有化政策と住民参加型開発という二つの新たな開発政策を、新たな社会にふさわしい市民を育成して、参加による共同性を生み出す試みとしてとらえる本論の課題を提示している。

第2章「調査地の概要」では、社会主義体制崩壊後のモンゴル社会について、調査地となるモンゴル国の首都ウランバートル市と、同市人口のおよそ半数が生活する「ゲル地区」について概説している。ゲル地区は、遊牧民の移動式住居「ゲル」に暮らす人々の居住区であり、モンゴル固有の都市の居住形態としての特徴をもっていたとされる。しかし体制移行後のゲル地区では、人口増加、スプロール化、未整備なインフラなどによって住環境が急速に悪化し、複数の政府・国際機関による開発プロジェクトの対象となってきたことを論じている。

続く第一部と第二部では、社会主義時代以降の「土地所有」に関する諸制度や解釈の変遷と、土地私有化政策以降の問題を解決するための開発プロジェクトについて述べられる。

まず第一部の「土地私有化」では、社会主義体制崩壊後の土地私有化の実施が、ウランバートル市のゲル地区に与える影響を中心にとりあげている。

第3章「『史上初』の土地所有」では、モンゴルにおける20世紀後半から現在に至る土

地制度の変化をあとづけている。まず、土地私有化にあたって各メディアで喧伝された「史上初の土地所有」という言説の分析を行っている。次に、社会主义体制下における家屋が譲渡可能な「生活財産」として認められていた事実を指摘し、国有体制のなかで存在した「私的」な財産の存在を明らかにしている。続いて、体制移行後のモンゴルにおける土地制度改革の歴史をまとめ、その上で土地私有化政策の具体的な内容について検討している。最後に、土地私有化を支援する国際機関と土地私有化に否定的な立場をとる遊牧研究者によるモンゴルの土地利用に関するそれぞれの歴史的解釈を検討している。これらを通じて、社会主义体制崩壊後の土地私有化を「国有から私有へ」という単純な移行としてはとらえられないことを論じている。

第4章の「土地所有者になるために：ウランバートルにおける土地私有化」では、ウランバートルのゲル地区において実施された土地私有化の検討を行っている。まず経済学者De Sotoの「効果としての所有」と、Verderyの「あいまいな所有」という二つの対照的な所有論の検討を通じて、ポスト社会主义国における私有化の理論的モデルについて検討している。その上で、モンゴルで出版された土地私有化の手続きに関する市民向けガイドブックの分析を行い、ここから土地所有者になるために必要とされる知識や実践が、単なる法学的な知識ではなく、人々が日常的に行う行動に直接関わるものであることを示している。最後に、二つの家族の土地私有化前後の移動と居住の事例を通じて、土地私有化がゲル地区において土地と居住をめぐる複数の認識と実践が可能な「不確定な」状況を生みだしていることを論じている。

第二部の「柵の外」では、土地私有化後のゲル地区において実施された二つのゲル地区開発のプロジェクトをとりあげている。両プロジェクトは、ゲル地区に地域コミュニティを形成することによって土地私有化後に生じたゲル地区の混乱を解決しようとする試みである。

第5章の「ゲル地区の分離と包摂」では、土地私有化後のゲル地区で生じた公共空間の荒廃問題を概観し、これを社会主义体制下のゲル地区における公共空間の管理と比較している。社会主义体制下のゲル地区は、アパート地区と同様の住民組織・行政組織が存在し、また日常生活の監査によって家庭内外の関係が制度化されていた。しかし社会主义体制の崩壊によってゲル地区の秩序を維持していた諸制度が失われたことが、今日のゲル地区的公共空間の管理不在という事態の要因となっていることを明らかにしている。

第6章の「土地所有者たちの共同体」では、ゲル地区における土地私有化に代わる新たな開発計画としての住民参加型開発の事例をとりあげている。モンゴル政府・国際機関は、土地私有化後も混乱が続くゲル地区に対し、住民参加によるインフラ改善を含む総合的なゲル地区開発の枠組を作成している。この枠組に基づくゲル地区開発の事例として、ウランバートル市土地局による住民参加型開発プラン（「私の土地、私の財産プログラム」）をとりあげている。同プランは土地区画整理を地域コミュニティの合意形成を通じて実施するものであり、モデル地区の住民をコミュニティとして編成するための手法を備えている。

同プランの住民説明会での計画者と住民の応答の分析を通じて、計画者が立案し住民に提示したコミュニティのモデルが、コミュニティの参加者の成員資格や範囲を決定できず、地域住民の合意形成に失敗していることを明らかにしている。

第7章の「生成する市民グループ」では、日本の支援による住民参加型開発プラン「ウランバートル市公共サービス改善計画」(以下、NAASTとする)の事例をとりあげている。NAASTは、ゲル地区の行政区毎に住民グループを育成し、住民グループへの援助を通じて地域のインフラを改善する計画である。NAASTのゲル地区の住民グループに対する教育・管理・評価の手法は、従来の開発計画とは異なり、住民グループの日常的な動向や関心までを対象としていることに特徴がある。NAASTによる住民グループの詳細な管理を通じて、住民グループのあいだで公共空間に対する関心やコミュニティをめぐる協約可能な現実が作り上げられていることを明らかにしている。さらにNAASTに参加する二つのグループの実例をとりあげ、こうした管理のもとで住民グループがどのような関心をいただき、新たな地域の現実を生みだす実践を行なっているのかを明らかにしている。

結論部となる第8章の「市民の生産」では、各章の内容を総括したうえで、転換期の社会における人々の実践をとおして社会主義後のモンゴルの変容をとらえる本論の人類学的研究への意義について、ラビノウやインゴルドの存在論的人類学研究の議論を参照しつつ検討している。

学位論文審査の要旨

主査 特任教授 宮武公夫
副査 教授 乗山敬己
副査 教授 橋本雄一
副査 准教授 石川守 (地球環境科学研究院)

学位論文題名

モンゴル・ウランバートル市ゲル地区における土地私有化政策 と住民参加型開発を通じた市民の形成に関する人類学的研究

審査の方法および経過

平成 24 年 10 月 23 日	第 1 回審査委員会	論文を審査委員に配布、日程調整
平成 24 年 11 月 6 日	第 2 回審査委員会	論文内容の審査、問題点の検討
平成 24 年 11 月 27 日	口述諮詢の実施	
平成 24 年 11 月 27 日	第 3 回審査委員会	口述諮詢の結果及び審査内容の検討 学位授与の可否判定
平成 24 年 12 月 3 日	第 4 回審査委員会	審査報告書（案）の作成と点検
平成 24 年 12 月 6 日	第 5 回審査委員会	審査報告書の確定

審査の概要

論文内容の検討

モンゴルでは社会主義崩壊後の 2003 年に実施された土地私有化政策によって、都市部の住民に対して個人の土地所有権が初めて認められた。この土地私有化は、資本主義経済のもとでの土地の商品化を実施するために実現された政策だったが、実際には多くの住民がウランバートル郊外のゲル地区に移り住み、土地の所有権を得るために無秩序な土地の囲い込みを行う結果となった。そして現在のウランバートルでは、ゲル地区の拡大によって、都市環境の悪化、上下水道の不備、薪ストーブの使用による大気汚染、犯罪の増加などが深刻な社会問題となっている。このような問題は、社会主義からの解放によって、近代的で理性的な市民が生まれるという国際機関の期待が破綻し、その一方で混沌としたインフォーマルな領域が都市に拡大している事を示している。これらに対処するため、ウランバートルではさまざまな国際機関が再開発計画を提示し、これまで土地の個人所有概念を持たなかった人々に学習や教育の機会を与え、新しい市民を育成する住民参加型の開発計画

を進めてきた。

本論文は、以上のように政府・国際機関の主導する土地私有化と、住民参加型開発の対象となることで大きく変化するゲル地区において長期間の現地調査を行い、先行研究を批判的に参照しながら、伝統的なもの、社会主義的なもの、市場経済的なもの全てを「器用仕事」のように用いながら、新たな社会を生きるモンゴルの人々の姿を、社会や文化を分析枠組みとする従来の人類学研究に対して、正統的周辺参加論（LPP）や実践コミュニティ論といった実践論をもとに明らかにしている。

当該研究領域における本論文の研究成果の検討

本論文の第一の成果としては、社会主義後のモンゴルにおける土地私有化という問題を、外部の法や経済の押しつけた問題としてではなく、住民の学習と実践の関わる問題として内側から捉え直した点にある。滝口氏は長期間の参与観察をとおして、土地所有制度・住民参加型開発という外部の諸制度や知識と、人々が日常的に行う実践とのダイナミックな関係を詳細に描き出し、「伝統」的なモンゴルの土地や家族概念と、国際機関が導入した市場経済的な諸制度が混在するゲル地区の姿を、住民が学習や知識を参照しながら身近なモノや技術を用いて生み出す、新たな共同性の形成過程として明らかにすることに成功している。また第二の成果としては、これまで「国有」から「私有」として切斷され、「土地私有」という資本主義的な市場経済制度の導入によって生み出された、全く新しい社会問題とされた土地私有化の問題に、社会主義時代におけるゲル地区の公共意識と社会秩序という視点を導入し、社会主義時代からの連続性と非連続性の問題として再検討している点にある。さらに第三の成果としては、ラビノウやインゴルドなどの人類学研究における実践論や存在論の成果を参照しながら、社会や文化といった還元論に陥ることなく、モンゴルの人々のゲル地区における活動を理解する理論的枠組みを提示している点にある。

学位授与に関する審査委員会の判定

本研究は滝口氏の延べ 4 年間にわたるモンゴルにおける調査研究の集大成であり、近年の人類学における実践論研究の理論的成果を用いた事例研究として高く評価される。また幅広く詳細なモンゴルにおける調査結果は、地域研究や文化人類学研究として評価されるだけでなく、環境科学、村落・家族研究等の他領域の研究としても高く評価できるものである。しかし本論文では前半部の実践論研究の枠組みが後半部では明確にされていない点や、第 5 章で大きく取り上げられた社会主義時代におけるゲル地区の公共性の問題が、第 6 章の参加型開発の事例では取り上げられないなど、若干の問題が残されている。しかしこれらの問題は滝口氏自身が認識しており、今後の調査研究でより明確にされる事が期待される。以上の審査結果から、本審査委員会は全員一致で本研究を博士（文学）の学位を授与するに相応しいものとの結論に達した。